

(第3号様式)

印刷物仕様書

印刷物名	個人事業税納税通知書		数量	(枚 組) ☐ 部 ☐ 枚 ☐ 組 ☐ 冊 10,000 ☒ セット
印刷区分	☐ オフセット ☒ フォーム ☐ ダイレクト ☐ 賞状 ☐ 地図 ☐ その他 ()			
用紙規格・ 印刷面・ 印刷色	☐ A ☐ B 判 (☐ 仕上がり)		☒ 15.2インチ×4.5インチ	
	☐ ☐ mm × ☐ mm			
	【表紙】 ☐ kg (紙の厚さ) ☐ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☐ レザック ☐ 色上質紙 (厚口・特厚口) ☐ その他 () ☐ 片面刷 / ☐ 両面刷 (色)			
	【本文】 ☐ 頁 72kg (紙の厚さ) ☐ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☒ OCR用紙 ☐ ノーカーボン紙 (青・黒) (N) ☐ その他 () ☐ 減感 (枚目) ☐ 裏カーボン (枚目) ☐ 片面刷 (☐ モノクロ (頁) ☐ 2色 (頁) ☐ 3色 (頁) ☐ 4色 (頁)) ☒ 両面刷 (☒ モノクロ (裏頁) ☒ 2色 (表頁) ☐ 3色 (頁) ☐ 4色 (頁))			
製本	【仕切紙】 ☐ 枚 ☐ 上質紙 ☐ 色上質紙 (薄口・中厚口) ☐ その他 () ☐ 片面刷 / ☐ 両面刷 (色)			
	☐ 無線 (あじろ) とじ ☐ 針金とじ (☐ 中とじ ☐ 平とじ) (カ所) ☐ 上製本 ☐ 見返し ☐ 背文字 ☐ バラ (枚帯掛) ☐ 穴 (カ所) ☐ ミシン (本) ☐ セット仕上 (枚帯掛) ☐ 天のり (組・枚 1冊) ☐ 折り (☐ 二つ折 ☐ 三つ折 ☐ 巻三つ折 ☐ 巻四つ折 ☐ 経本折 ☐ 観音折) ☒ その他 (タデミシン2本)			
グリーン購入	☐ 適合 ☐ 不適合 ☒ 対象外			
	【判断基準】 (1)総合評価値80以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限りAランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物油由来の油を含有し、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。			
写真	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給 [著作権: ☐ 無 (点) ☐ 有 (点)] ☐ 撮影又はレンタル 点			
イラスト	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給 [著作権: ☐ 無 (点) ☐ 有 (点)] ☐ 書起し又はレンタル 点			
支給原稿	【表紙】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ (使用ソフト:) 【本文】 ☒ 普通紙 ☐ 電子データ (使用ソフト:) 【イラスト】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ (使用ソフト:) 【写真】 ☐ ネガ ☐ プリント ☐ 電子データ (使用ソフト:)			
原稿引渡	☒ 受注業者決定時 ☐ 令和 年 月 日 (予定)			
校正責任者	所属名 総務部税務課 担当者 主事 佐藤 内線 (2234) 外線 (024-521-7068)		校正回数	2回 (MPN仕様となること)
納入期限	令和 7年 7月11日 (金)	データ納品	☐ 要 (形式:) ☒ 不要	
納入場所	福島県総務部税務課 【その他納品先】 ☐ 有 (カ所) ☒ 無			
特記事項	印刷物の完成後に個人情報や税情報を印字するため、製品サンプルを提出して合格した後に納品すること。			

(注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物 (上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照) については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

見本 (個人事業税納税通知書)

※印字内容・レイアウトは変更となる場合があります。

福島県 個人事業税

年度納付済通知書 公

02120-7-960004

加入者名 福島県総務部 税務システム課

共通納税 納期限 年 月 日

30

納税者 様

CVS 収納用

QR

取りまめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受付貯金事務センター

福島県 個人事業税

納付書 公

加入者名 福島県総務部 税務システム課

02120-7-960004

税額 延滞金 合計

納付者 様

eL番号

期別 整理番号 納期限 年 月 日

通収日付印

取扱い納税期又はコンビニ収納

福島県 個人事業税

年度納税通知書兼領収証書 公

加入者名 福島県総務部 税務システム課

02120-7-960004

(納税者) (住所) (氏名) 様

(eL番号)

整理番号 第 種事業 事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

税額 延滞金 合計

納期限 年 月 日

上記のとおり納めてください。

年 月 日

印

方記の金額を領収しました。

通収日付印

収入印紙貼付

納付者 様

個人事業税は第1種事業、第2種事業、第3種事業を行う人で限内に事務所又は事業所のある人に課税されます。

税率 第1種事業 % 第2種事業 % 第3種事業 %

下記の年税額は 年分 分の所得に対し課税したものです。

本書は、下記の納期別納付額上段分の納付に使用してください。

第 種事業	税率100分の
課税標準額	円
年 税 額	円
納期別納付額	円
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	円

課税の根拠法令について

地方税法第72条の2及び福岡県税条例第39条

個人事業税の延滞金について

納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

- (1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。
- (2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- (3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

個人事業税の審査請求等について

- 1 この処分に対する不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

徴収の猶予について

災害などにより県税を一時に納税することが困難な方や、県税を一時に納税することで事業の継続又は生活の維持が困難となる方については、申請をすることにより前納の猶予（徴収の猶予又は換価の猶予（注））を受けられる場合がありますので、納期限までに地方振興局税務部に御相談ください。

（注）換価の猶予の申請期限は、納期限から6か月以内です。

納付の方法について

- 1 金融機関等の窓口
 - ① 県指定金融機関（県営銀行）
 - ② 県収納代理金融機関（各銀行・各信用金庫・各信用組合・各農業協同組合等）
 - ③ 全国の地方税統一QR対応金融機関
 - ④ ゆうちょ銀行、郵便局
 - ⑤ コンビニエンスストア（一部納付できないコンビニエンスストアもあります。30万円を超える金額は納付できません。）
 - ⑥ MMK端末を設置している店舗（無人端末機を除く）
 - ⑦ 県内各地方振興局
 - 2 スマートフォン決済アプリ
 各種スマートフォン決済アプリの使用方法に従い、画面のeL-QRを読み取ることで納付できます（一部対応していないアプリもあります。）。
 - 3 地方税お支払サイト
 サイトへアクセス後、次の方法で納付できます。
 ・クレジットカード ・口座振替
 ・インターネットバンキング 等
 アクセスはこちらから
 <https://www.payment.e-tax.go.jp/>
- ※ 納付方法等の詳細については、県HPをご覧ください。各地方振興局税務部へお問い合わせください。

福岡県 納付の方法 検索

（ご注意）

- 1 この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 2 この用紙を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに領収証を必ずお受け取りください。
- 3 この依頼書様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者に通知する場合があります。



(第3号様式)

印刷物仕様書

印刷物名	個人事業税納税通知書（口座振替用）		数量	(枚 組) ☐ 部 ☐ 枚 ☐ 組 ☐ 冊 5, 0 0 0 ☒ セット	
印刷区分	☐ オフセット ☒ フォーム ☐ ダイレクト ☐ 賞状 ☐ 地図 ☐ その他 ()				
用紙規格・ 印刷面・ 印刷色	☐ A ☐ B 判 (☐ 仕上がり)		☒ 1 3 インチ×6 インチ		☐ mm × mm
	【表 紙】 kg (紙の厚さ) ☐ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☐ レザック ☐ 色上質紙 (厚口・特厚口) ☐ その他 () ☐ 片面刷 / ☐ 両面刷 (色)				
	【本 文】 頁 7 0 kg (紙の厚さ) ☒ 上質紙 ☐ コート紙 ☐ アート紙 ☐ OCR用紙 ☐ ノーカーボン紙 (青・黒) (N) ☐ その他 () ☐ 減感 (枚目) ☐ 裏カーボン (枚目) ☐ 片面刷 (☐ モノクロ (頁) ☐ 2 色 (頁) ☐ 3 色 (頁) ☐ 4 色 (頁)) ☒ 両面刷 (☒ モノクロ (裏頁) ☒ 2 色 (表頁) ☐ 3 色 (頁) ☐ 4 色 (頁))				
	【仕切紙】 枚 ☐ 上質紙 ☐ 色上質紙 (薄口・中厚口) ☐ その他 () ☐ 片面刷 / ☐ 両面刷 (色)				
製 本	☐ 無線 (あじろ) とじ ☐ 針金とじ (☐ 中とじ ☐ 平とじ) (カ所) ☐ 上製本 ☐ 見返し ☐ 背文字 ☐ バラ (枚帯掛) ☐ 穴 (カ所) ☐ ミシン (本) ☐ セット仕上 (枚帯掛) ☐ 天のり (組・枚 1 冊) ☐ 折り (☐ 二つ折 ☐ 三つ折 ☐ 巻三つ折 ☐ 巻四つ折 ☐ 経本折 ☐ 観音折) ☒ その他 (タテミシン2本、3面折圧着ハガキ)				
グリーン購入	☐ 適合 ☐ 不適合 ☒ 対象外 【判断基準】 (1)総合評価値80以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限りAランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物油由来の油を含有し、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。				
写 真	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給 [著作権: ☐ 無 (点) ☐ 有 (点)] ☐ 撮影又はレンタル 点				
イラスト	☐ カラー 点 ☐ モノクロ 点 【内訳】 ☐ 支給 [著作権: ☐ 無 (点) ☐ 有 (点)] ☐ 書起し又はレンタル 点				
支給原稿	【表 紙】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ (使用ソフト:) 【本 文】 ☒ 普通紙 ☐ 電子データ (使用ソフト:) 【イラスト】 ☐ 普通紙 ☐ 電子データ (使用ソフト:) 【写 真】 ☐ ネガ ☐ プリント ☐ 電子データ (使用ソフト:)				
原稿引渡	☒ 受注業者決定時 ☐ 令和 年 月 日 (予定)				
校 正 責 任 者	所属名 総務部税務課 担当者 主事 佐藤		校正回数	2 回	
納入期限	令和 7 年 7 月 1 1 日 (金)	データ納品	☐ 要 (形式:) ☒ 不要		
納入場所	福島県総務部税務課 【その他納品先】 ☐ 有 (カ所) ☒ 無				
特記事項	印刷物の完成後に個人情報や税情報を印字するため、製品サンプルを提出して合格した後に納品すること。				

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
 2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
 3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物 (上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照) については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

※印字内容・レイアウトは変更となる場合があります。

個人事業税納税通知書(口座振替)

(納税者)

(住 所)

(氏 名)

様

年度

様

親 展

個人事業税納税通知書 (口座振替)

郵便番号
住 所

問合せ
電話番号

上記の金額を下記の口座より振替します。

金融機関名
支 店 名

年 月 日

印

課税の根拠法令

地方税法第72条の2及び福島県税条例第39条

納付の場所

- 県指定金融機関
東北銀行、支店
- 県収納代理金融機関
各銀行、各信用金庫、各信用組合、農林中央金庫、各農業協同組合、東北労働金庫、福島県信用農業協同組合連合会
- ゆうちょ銀行又は郵便局（福島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の県庁のゆうちょ銀行又は郵便局に設置。）
- 県内各地方税務局

個人事業税の延滞金について

納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

- ① 延滞金額は、税額について年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年度の併征特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。
- ② ①の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ③ ①及び②により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

個人事業税の審査請求等について

- ① この通知に不備があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。
- ② この通知に不備があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。
- ③ この通知に不備があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。
- ④ この通知に不備があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。
- ⑤ この通知に不備があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。
- ⑥ この通知に不備があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。
- ⑦ この通知に不備があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。
- ⑧ この通知に不備があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。
- ⑨ この通知に不備があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。
- ⑩ この通知に不備があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県に通知を提出し、訂正を受けることができます。

個人事業税のあらまし

- ・納税義務者
 県内において法令で定められている事業を行う個人に課税されます。
- ① 第1種事業
 物品販売業、飲食店業、運送業、製造業
 不動産貸付業、請負業、その他一般的な商工業
- ② 第2種事業
 畜産業、水産業、薪炭製造業
- ③ 第3種事業
 医業、歯科医業、看護士業、税理士業、調剤業、コンサルタント業、
 その他の自由業及びクリーニング業、公衆浴場業等の環境衛生業
- ・税率
 ① 第1種事業……課税標準額の5%
 ② 第2種事業……課税標準額の4%
 ③ 第3種事業……課税標準額の5%
 ただし、第3種事業のうち、あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業については課税標準額の3%
- ・税額の計算方法
 (所得金額－各種控除額)×税率＝税額
 (注) 所得金額＝事業の総収入金額－事業の必要経費
- ・各種控除 (以下については、申告書の提出が必要です。)
 ① 事業の損失繰越控除 (青色申告書のみ)
 ② 災害による事業用資産の損失繰越控除
 ③ 事業用資産 (車両・機械・装置など) の減価損失の控除
 (青色申告者は繰越控除が認められます。)
 ④ 事業専従者控除
 生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事するものについては通常、次の金額が必要経費とされます。
 青色申告の場合……支給した給与のうち適正な額
 白色申告の場合……1人につき50万円
 (配偶者の場合は86万円)
 ⑤ 事業主控除……280万円(ただし、事業を行った期間が1年に満たないときは、事業主控除を月割します。)
- ・納税の時期と方法
 8月と11月の2回に分けて所定口座より引き落とされます。
 (ただし、年税額が1万円以下の場合の納期は、納税通知書に記載された日になります。)
 なお、詳しくはもよりの地方振興局税務部にお尋ねください。

＜1回振替納税をされる方へ＞

この個人事業税は、納期日に自動的にあなたの口座から振替されますので、お早めにあなたの指定口座の残高をご確認くださいようお願いいたします。

不動産貸付業

不動産の種類に応じ原則として次の規模以上の貸付け(貸付可能)を行う事業			
税	住宅用	一戸建て(貸家)	10棟以上
		一戸建て以外(アパートなど)	10室以上
		土地	30件(区画)以上又は貸付延床積2,000㎡以上
税	住宅用以外(貸店舗・貸事務所等)	一戸建て	5棟以上
		一戸建て以外	10室以上
		土地	10件以上
※	上記の各種別の貸付けを併せて行っている場合はその合計数が10以上又は基準数に対する割合の合計が1以上となる場合		
収入	建物の貸付けを行っている場合は、上記基準未満であっても貸付延床面積が600㎡以上、かつ当該建物の貸付けに係る収入が800万円(貸付期間が1年に満たない場合は月割)以上		

駐車場業

税 収	自動車の駐車のための場所を提供する事業で次に掲げる基準に該当するもの ① 建築物である駐車場及び寄託を受けて保管を行う駐車場 ② ①以外で駐車(可能)台数が10台以上である駐車場
税 額	駐車場業は不動産貸付業と同じ不動産所得とされるが、業の認定は別々に行う。

徴収の猶予について

災害などにより負担を一時に増税することが困難な方や、増税を一時に納税することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる方については、申請をすることにより納税の猶予(徴収の猶予又は換価の猶予(注))を受けられる場合がありますので、納期直前に地方振興局税務部に御相談ください。
 (注)換価の猶予の申請期間は、納期日から6か月以内です。

